

マッサージ等の施術に係る料金（療養費）の改定について

平素は、訪問医療マッサージ“まごころベルサービス”をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、この度、厚生労働省より、マッサージ等の施術に係る健康保険/療養費の制度に関しまして、料金見直しの通知(※)がございましたのでお知らせ致します。本改定に伴い、現在ご利用頂いておりますマッサージ等の料金が、本年6月1日より一部変更となりますので、ご確認をお願い申し上げます。

※厚生労働省 保発 0531 第2号（厚生労働省保険局長 令和4年05月31日発行）に基づく

NO.	区分	変更項目	現行	改定後	
1	あん摩 マッサージ	マッサージ：一局所	¥350	¥350	変更なし
2		温電法	¥110	¥125	↗
3		温電法+電気光線器具	¥150	¥160	↗
4		変形徒手矯正術（マッサージと併施）：一肢	¥800	¥800	変更なし
5	はり・きゅう	【初検料】はり または きゅうのいずれか一方	¥1,770	¥1,780	↗
6		【初検料】はり および きゅうの両方	¥1,850	¥1,860	↗
7		【施術料】はり および きゅうのいずれか一方	¥1,550	¥1,550	変更なし
8		【施術料】はり および きゅうの両方	¥1,610	¥1,610	変更なし
9		電療料（電気針、電気温灸器または、電気光線器具）	¥30	¥34	↗
10	【共通】	施術料報告書交付料	¥460	¥480	↗
11	はり・きゅう あん摩マッサージ	往療料 2300円、4km超 2,550円	¥2,300/ ¥2,550	¥2,300/ ¥2,550	変更なし

※ 上表の金額は、健康保険適用前の金額です。お持ちの健康保険の自己負担割合により、上表の金額の **1～3割が実際のご利用者負担**となります。

※ 健康保険適用の施術料及び往療料は、国で定められた料金である為、マッサージ業者によって料金が変わることはありません。

本件に関しまして、ご不明な点等ございましたら、弊社担当までお問合せ下さい。

今後とも、“まごころベルサービス”をご愛顧のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。